

地域景観づくりアドバイザー派遣申請を審査し、アドバイザー派遣を決定する。

派遣申請者	(地域景観づくり推進団体) 一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク 御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会	
派遣申請日	平成31年2月28日	
派遣を希望する期間	2019年4月1日から2020年3月31日まで	
指導又は助言を受ける事項	地域景観づくり協定の案の策定及び対象となる区域における合意形成に関する事(要綱第12条第1項第2号)	
	(平成31年度の事業計画(予定)) ・4～6月 検討課題の整理と方針検討 ・4～9月 協定案と運用マニュアルの作成 ・10～12月 権利調査等 ・1～3月 合意形成	
派遣を希望する 地域景観づくりアドバイザー	(登録番号)	29-9
	(アドバイザー名)	廣瀬 元彦
	(法人の名称) ※登録申請者	株式会社日建設計
	(アドバイザーが有する資格)	一級建築士、技術士
	(まちづくりに関する主な業績)	御堂筋沿道建築物の街並み誘導検討調査 ほか
	(希望理由)	職歴を拝見したところ、地域の合意形成に向けた活動に関するノウハウが豊富であり、また、過去に御堂筋沿道の再開発事業に係る事業計画等作成支援に係る業務や、御堂筋沿道の建築物の形態規制等を踏まえた街並み誘導の在り方に関する検討業務などに従事されており、御堂筋に関する知見も豊富であるため。 また、同氏には、これまで当方が検討をしてきた広告・サインの自主ルール素案の作成にあたり指導・助言をいただくとともに、平成30年度には地域景観づくりアドバイザーとして地域景観づくり協定の素案の作成に関する指導・助言を仰ぎながら議論を進めてきたため。

当該派遣申請者における地域景観づくり協定の案の策定にあたっては、街路沿道におけるまちなみ誘導や、法に基づかないルールづくりのノウハウが必要となる。また、派遣を希望する地域景観づくりアドバイザーについては、これらの業績等を有していることから、当該派遣申請者への適切なアドバイスを行う事ができる。

以上のことから、大阪市地域景観づくりアドバイザー派遣要綱第6条第1項の規定により地域景観づくりアドバイザーを派遣することとし、同要綱第8条第2項の規定により**希望する地域景観づくりアドバイザーを派遣することとする。**

なお、派遣にあたっては同要綱第12条第2項の規定に基づきアドバイザーの登録申請者と業務委託契約を締結することとする。

派遣の決定(案)

(1) 派遣する地域景観づくりアドバイザー

登録番号 : 29-9
 名 称 : 廣瀬 元彦
 登録申請者 : 株式会社日建設計

(2) 派遣の期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで(予定)

地域景観づくり推進団体の概要

① 団体の名称等

団体の認定

平成30年3月23日 認定

団体の名称

一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク 御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会

御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会は、一般社団法人御堂筋まちづくりネットワークのガイドライン推進部会の下部組織として設けられた団体である。

組織体制

御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会の委員は、②で示す活動区域内の「敷地の所有者」又は「敷地における建築物の所有者」から構成する。

（委員長：1名、副委員長：1名、委員：18名）

③ 活動の目的等

目的

「御堂筋デザインガイドライン 御堂筋本町北地区-ver. 1-」の趣旨を補完するものとして、御堂筋沿道の広告・サイン等のデザインや掲出方法に係る自主ルールを作成するとともに、地域景観づくり協定の締結を目指し、もって「上質なにぎわいと風格あるビジネス地区」として魅力あるまちなみ創造に資することを目的とする。

活動内容

- ① 広告・サイン等のデザインや掲出方法に係る自主ルールの作成
- ② その他、地域景観づくり協定の締結に必要な事項
- ③ その他、委員会の目的達成に必要な事項

④ 活動の計画

平成30年度～ 自主ルール案策定

平成31年度 地権者合意
協定締結

② 活動区域

土佐堀通から中央大通までの御堂筋及び御堂筋に面する敷地

（活動区域内の建物総数：49棟）

活動区域図



中央大通

凡 例	
	御堂筋本町北地区 景観づくり推進委員会 活動区域
	御堂筋本町北地区 デザインガイドライン 対象区域
	御堂筋まちづくりネットワーク 活動エリア